名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例を制定しました

条例の目的は？

商業者等による地域貢献活動の推進に関し、

- **関係者の責務・役割**等を明らかにし
- **市の施策の基本となる事項**を定め
- **大型店（※）を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置**を行うこと

により、**地域商業の活性化**や**安心・安全で快適なまちづくり**を推進し、**市民生活の向上**や**地域社会の持続可能な発展**に寄与することを目的としています。

令和4年
4月1日 一部施行
7月1日 全部施行

7月1日の施行内容は、大型店の手続等に関する規定です。

（※）大型店とは、大規模小売店舗立地法の適用を受ける店舗面積1,000㎡超の大規模小売店舗をいいます。

どんな条例なの？

1 **政令市では初めて**となる**商業者等の地域貢献**に関する条例です。

政令市初!!

2 小売業やサービス業を営む者やその店舗の所有者、商店街などを対象として、**地域社会での共生**のもと、**互いに協力**することで、**より良い地域社会をめざす**条例です。

3 大型店は、開店する前に、**商店街や学区連絡協議会などの公共的団体と協議**して**地域貢献計画書**を作り、開店した後は、この**計画書に基づき地域貢献活動**を行います。

大型店が行う地域貢献活動の実施状況については、**本市が公共的団体から**定期的に**意見を聴き**、その内容を**大型店に通知**するなど、**本市が関わりながら**一層の**地域貢献活動の推進をめざす**条例です。

名 古 屋 市

（裏面に続きます。）

条例に基づく役割等には何があるの？

商業者等の役　割

- 地域社会の一員として、活気と魅力のある商業地づくりに努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。

- 大型店は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことを考慮して、地域と連携して積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。

市の責務・役割

- 商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言や情報の提供を行います。

- 商業者等が行う地域貢献活動に関する市民の皆様の理解を深めるよう努めます。
- 商業者等による地域貢献活動が推進されるように広報や啓発を行います。

市民の役　割

- 商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めてください。

商業者等が行う地域貢献活動にはどんなものがあるの？

「地域の清掃活動への参加」「地域のイベントへの参加・協力」「地域との災害協定の締結」「従業員の地域からの優先的な雇用」「子育て家庭の交流や相談の場の提供」など、**まちづくりの推進**や**良好な地域社会の維持・形成**に役立つさまざまな活動があります。

お問い合わせ先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎５階）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話：052-972-2433　FAX：052-972-4138
電子メール： a2430@keizai.city.nagoya.lg.jp

※詳しくは市公式ウェブサイトへ

名古屋市　地域貢献条例　検索